

# 特定非営利活動法人キッズウィル

## 児童通所支援事業所 保育所等訪問支援事業 利用契約書

### 目 次

#### 第1章 総則

- 1. 契約の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2. サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3. 契約期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

#### 第2章 サービス計画

- 4. サービス計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

#### 第3章 利用料金

- 5. 利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 6. 利用料金の支払い方法等・・・・・・・・・・2

#### 第4章 事業者の義務

- 7. 健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 8. 緊急時の援助・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 9. 守秘義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

#### 第5章 損害賠償

- 10. 損害賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 11. 情報の保存・・・・・・・・・・・・・・・・3

#### 第6章 契約の終了

- 12. 契約の終了・・・・・・・・・・・・・・・・3

#### 第7章 その他

- 13. 苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 14. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

様（以下「利用者」）と特定非営利活動法人キッズウィル(以下「事業者」)は、事業者が児童発達支援事業、放課後等デイサービスを希望する利用者に対して提供する児童通所支援事業所事業（以下「サービス」）について、以下の通り契約します。

## 第1章 総 則

### （契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、事業者が利用者に対し施設利用を提供して、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行うことを目的として、児童福祉法に基づく「児童通所支援事業」、「保育所等訪問支援事業」のサービスについて定めます。

### （サービス）

第2条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のサービスを提供します。

- 2 サービスの提供は、児童指導員、指導員、保育士、等の従事者が当たります。
- 3 事業者は、利用者の障害程度に応じて、利用者サービスを提供します。
- 4 事業者は、日常生活の支援に当たっては、適切な技術をもって行います。

### （契約期間）

第3条 この契約の期間は、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日までです。但し、契約期間満了日以前に利用者が障害程度区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

## 第2章 サービス計画

### （サービス計画）

第4条

- 1 事業者は、次に掲げる事項を、児童発達支援管理責任者に担当させます。
- 2 利用者について、その意向を踏まえた上で、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだサービス計画書を作成します。
- 3 サービス計画は、別紙「個別支援計画書」に定める通りとします。
- 4 サービス計画作成後においても、サービス計画の実施状況の把握を行うと共に、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行います。
- 5 サービスの提供責任者は、サービス計画を作成又は変更したときは、利用者にもその内容について説明します。

### 第3章 利用料金

#### (利用料金)

第5条 利用者は、サービスの対価として市町村が定める定率負担額及び児童福祉法に基づく児童通所給付対象料金と食費を事業者に支払います。

- 2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを利用者に請求できます。
- 3 事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

#### (利用料金の支払い方法等)

第6条 1 利用者は、サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を事業者に支払います。

2 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を、翌月15日までに利用者に送付します。

3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月20日までに支払います。

以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 事業所窓口での現金支払い

イ. 八十二銀行もしくは大北農業協同組合口座からの引き落とし

ウ. 下記指定口座への振り込み

八十二銀行【店名】485【預金種目】普通預金【口座番号】758063

- 4 事業者は、利用者からの利用料金の支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行します。但し、銀行振り込みの場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

### 第4章 事業者の義務

#### (健康管理)

第7条 事業者は、常に利用者の健康に注意すると共に、健康保持のために適切な措置を講じます。

#### (緊急時の援助)

第8条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに扶養義務者に連絡する等の措置を講ずるとともに、協力医療機関又は扶養義務者の指定する機関での診療を依頼します。

#### (守秘義務)

第9条 1 事業者は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を持する義務を負います。

- 2 事業者は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中に知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

## 第5章 損害賠償

(損害賠償)

- 第10条 1 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の扶養義務者及び関係市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

- 第11条 1 事業者は、利用者に対する児童サービスの提供に関する書類等整備し、この契約終了後5年間保存します。
- 2 利用者は、事業所にて、当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

## 第6章 契約の終了

(契約の終了)

- 第12条 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することによりこの契約を解約することができます。但し、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- (1) 利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間以内に退院出来る見込みがない場合。
- (2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めるとき。
- (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることが出来ない場合。
- (4) 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。
- (5) 利用者が死亡した場合。

## 第7章 その他

(苦情解決)

第13条 1 利用者又は扶養義務者は、事業者が提供したサービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることが出来ます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性及びその方法について、利用者又は扶養義務者に文書で報告します。

2 事業者は、利用者又は扶養義務者が苦情申立てをした場合に、これを理由として利用者に対して、一切の不利益を与えません。

(その他)

第14条 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、障害者自立支援法その他の関係法令に従い扶養義務者、事業者が審議に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、扶養義務者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

年 月 日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_

扶養義務者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

事業者 所在地 大町市大町 2544 番地 4

名称 特定非営利活動法人キッズウィル

代表者 福島 百子 印